

食品安全委員会第220回会合議事録

1. 日時 平成19年12月20日(木) 14:00~15:34

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク

管理機関からの説明について

・ 農薬 10品目(③~⑩までポジティブリスト制度関連)

①ピリフルキナゾン ②ベンチアバリカルブイソプロピル

③イプロベンホス ④アセトクロール ⑤イソキサジフェンエチル

⑥オキシフルオルフェン ⑦アセトクロール ⑧ピコリナフェン

⑨プリミスルフロンメチル ⑩フルフェナセット

(厚生労働省からの説明)

(2) 農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議状況について

・ 「イソプロチオラン」に関する意見・情報の募集について

(3) 動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会における審議状

況について

・ 「コリスチン」に関する意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・ 農薬「イミベンコナゾール」に係る食品健康影響評価について

・ 農薬「ピラフルフェンエチル」に係る食品健康影響評価について

・ 農薬「フルトラニル」に係る食品健康影響評価について

・ 動物用医薬品「セフォペラゾン」に係る食品健康影響評価について

・ 遺伝子組換え食品等「PHE-No.1株を利用して生産されたL-フェニルアラニン」に係る食品健康影響評価について

・ 特定保健用食品「モーニングバランス」に係る食品健康影響評価について

(5) 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平

成 19 年度評価依頼予定物質について

- (6) 平成 20 年度食品健康影響評価技術研究の研究領域の候補について
(報告)
- (7) 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」
(平成 19 年 6 月実施)の結果について
- (8) 食品安全モニターからの報告(平成 19 年 11 月分)について
- (9) その他

4. 出席者

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 國枝基準審査課長

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、西村勧告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5. 配布資料

- 資料 1-1 食品健康影響評価について
- 資料 1-2 「ピリフルキナゾン」及び「ベンチアバリカルブイソプロピル」
の食品安全基本法第 24 条第 1 項に基づく食品健康影響評価について
- 資料 1-3 「イソプロベンホス」の食品安全委員会第 24 条第 1 項及び第 2 項
に基づく食品健康影響評価について
- 資料 1-4 「アセトクロール」、「イソキサジフェンエチル」、「オキシフルオ
ルフェン」、「クロピラリド」、「ピコリナフェン」、「プリミスル
フロメチル」、「フルフェナセット」の食品安全基本法第 24 条第 2 項
の規定に基づく食品健康影響評価について
- 資料 2 農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議状況について
(イソプロチオラン)
- 資料 3 動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会における審議状況
について(コリスチン)

- 資料 4 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について（イミベンコナゾール）
- 資料 4 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について（ピラフルフェンエチル）
- 資料 4 - 4 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について（セフォペラゾン）
- 資料 4 - 5 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について（PHE-No.1 株を利用して生産された L-フェニルアラニン）
- 資料 4 - 6 特定保健用食品に関する食品健康影響評価に関する審議結果について（モーニングバランス）
- 資料 5 平成 19 年度食品健康影響評価依頼予定物質について
- 資料 6 平成 20 年度食品健康影響評価技術研究の研究領域の候補について（報告）
- 資料 7 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」（平成 19 年 6 月実施）の結果
- 資料 8 食品安全モニターからの報告（平成 19 年 11 月分）について

6. 議事内容

○見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 220 回会合を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から國枝基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます食品安全委員会第 220 回会合議事次第に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は 16 点でございます。資料が多数ありますので、一部は資料番号のみの読み上げとさせていただきます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。その関連資料として、資料 1 - 2 から 1 - 4 まで。

資料 2 が「農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議状況について（イソプロチオラン）」。

資料 3 が「動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会における審議状況につ

いて（コリスチン）」。

資料４－１から４－３までが「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料４－４が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について（セフォペラゾン）」。

資料４－５が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について（PHE-No.1株を利用して生産されたL-フェニルアラニン）」。

資料４－６が「特定保健用食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について（モーニングバランス）」。

資料５が「平成19年度食品健康影響評価依頼予定物質について」。

資料６が「平成20年度食品健康影響評価技術研究の研究領域の候補について（報告）」。

資料７が「食品安全モニター課題報告『食品の安全性に関する意識等について』（平成19年6月実施）の結果」。

資料８が「食品安全モニターからの報告（平成19年11月分）について」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

最初の議事１の「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」及び議事５の「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成19年度評価依頼予定物質について（厚生労働省からの報告）」でございます。

議事の１につきましては、資料１－１にありますとおり、厚生労働大臣から12月18日付けで農薬10品目について、食品健康影響評価の要請がありました。

議事の５につきまして、同じく厚生労働省からポジティブリスト制度の導入に係る平成19年度食品健康影響評価依頼予定物質について、報告事項があるとのことですので、併せて説明をしていただきたいと思います。

それでは、厚生労働省の國枝基準審査課長から説明をお願いいたします。

○國枝基準審査課長 厚生労働省の基準審査課の國枝でございます。

それでは、資料１－２から１－４、それから資料５に基づきまして、御説明を差し上げたいと思います。

まず資料１－２ですが、これはピリフルキナゾンそれからベンチアバリカルブイソプロピルについての食品健康影響評価ということでございまして、経緯としましては、ピリフルキナゾンにつきましては、本年の11月29日付けで農薬取締法に基づく登録に関わる申

請があった旨、また、ベンチアバリカルブイソプロピルにつきまして、本年 11 月 29 日、同日付けですが、適用拡大に係る申請が農林水産省よりそれぞれ連絡があったところでございます。これらにつきまして、食品安全基本法の第 24 条 1 項に基づく食品健康影響評価を依頼するものでございます。

まず最初にピリフルキナゾンでございますが、本薬は殺虫剤ということで、摂食行動を制御する神経系あるいは内分泌系への作用が想定されておりますが、現時点ではこの作用機構の明らかな知見は得られていないということでございます。

今回は新たにばれいしょ、キャベツ等への適用が申請されております。

国際的に見ますと、JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

ベンチアバリカルブイソプロピルでございますが、本薬は殺菌剤ということでございまして、これはフォスファチルエタノールアミン N-メチルトランスフェラーゼを特異的に阻害して細胞膜の主要構成成分であるフォソワジールコリンの生合成が阻害されることで、殺菌作用が示されるというものでございます。

現在のところきゅうり、トマトなどに登録がございまして、きゅうり、トマト等につきまして、食品衛生法に基づく残留基準が設定されております。

今回新たにす、キャベツなどへの適用が申請されております。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないものでございます。

次に資料 1－3「イプロベンホス」についての食品健康影響評価の依頼でございます。

「イプロベンホス」につきましては、本年 11 月 29 日に魚介類に関する基準値設定の要請があった旨、農林水産省より連絡があったところでございます。

これについて食品安全基本法の第 24 条 1 項に基づく食品健康影響評価依頼をするものでございます。

また、本剤につきましては、既にポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定基準が設定されておまして、これに関連する必要な資料も収集できておるということで、食品安全基本法第 24 条 1 項及び 2 項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものでございます。

実際の物質の概要でございますが、これについては現在稲に登録がございまして、お米について食品衛生法に基づく残留基準が設定されております。先ほど御説明しましたように、魚介類への残留基準の設定というのが要請されているところでございます。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておりません。ポジティブリスト制度導入に際して、農薬取締法に基づく登録保留基準を参考にして新たな基準が設定されていたものでございます。

次に資料 1 - 4 「アセトクロール」ほかの食品健康影響評価でございます。

ここに記載のものについては、ポジティブリスト制度が導入された際に、暫定基準が設定されたということで、今回資料が整いましたので、食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく食品健康影響評価を依頼するものでございます。

まず「アセトクロール」でございますが、本薬は除草剤ということで、これは長鎖脂肪酸の合成を阻害するというので、成長部位での正常な細胞分裂ができなくなることにより、枯死すると考えられているものでございます。

これはポジティブリスト制度導入に際しまして、海外基準、具体的には米国のを参考にして新たな基準が設定されているものでございます。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておりません。

次に「イソキサジフェンエチル」でございますが、本薬は除草剤、成長調整剤ということで、これは除草剤による薬害を低減させることにより、作用すると考えられているものでございますが、これはポジティブリスト制度導入に際しまして、海外の基準、具体的には米国及びカナダを参考に、新たな基準が設定されたものであります。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておりません。

次に「オキルフルオルフェン」でございますが、本薬は除草剤ということで、これはクロフィルの生合成のプロトポリフィルノーゲンオキシダーゼを阻害するというので、細胞質内での活性酸素が産生されないことにより、作用すると考えられているものでございます。

ポジティブリスト制度導入に際しまして、海外基準、具体的には米国、カナダ、オーストラリアを参考に新たな基準が設定されております。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておりません。

次に「クロピラリド」ですが、本薬は除草剤ということで、植物ホルモン用の作用を示すことで、植物ホルモンの作用を攪乱することにより、作用すると考えられているものでございます。

ポジティブリスト制度導入に際しまして、海外基準、米国、カナダ、オーストラリアを参考に新たな基準が設定されております。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておりません。

次に「ピコリナフェン」ですが、本薬は除草剤ということで、カロチロイドの生合成系を阻害することによって、白化症状を呈して枯死させると考えられているものでございます。

ポジティブリスト制度導入に際しまして、海外基準、具体的にはカナダ及びオーストラリアを参考に新たな基準が設定がされたものでございます。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

次に「プリミスルフロンメチル」ですが、これは除草剤ということで、アセト乳酸合成酵素を阻害するというので、タンパク質代謝が正常に行われなくなるにより作用すると考えられているものでございます。

ポジティブリスト制度の導入に際しまして海外基準、具体的には米国及びカナダを参考に新たな基準が設定されたものでございます。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

次に「フルフェナセット」でございますが、本薬は除草剤ということで、これは長鎖の脂肪酸の合成阻害をすることで成長部位での正常な細胞分裂ができなくなるにより、枯死されると考えられているものでございます。

ポジティブリスト制度の導入に際しまして、海外基準、具体的には米国を参考に新たな基準が設定されたものです。

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

以上、10 の農薬について食品健康影響評価依頼をお願いするものでございます。

今後の方向性としましては、食品安全委員会での御評価を受けた後、薬事・食品衛生審議会においてこれらの残留基準値の設定について検討させていただきたいと思っております。

それから、資料 5 は御報告になりますが、前回、食品健康影響評価を依頼させていただいた物質についてでございますが、34 番の「エチプロール」でございます。これにつきましては、既に食品健康影響評価依頼をしておりますが、これに伴いまして、平成 19 年度の食品健康影響評価依頼予定物質が 1 物質追加をすることになりますので、それを追加させていただきまして、今年度合計 234 物質に改めさせていただくものでございます。

以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御意見、御質問がありましたら、よろしく願いいたします。

○廣瀬委員 ポジティブリスト関係の評価依頼予定物質についてですが、19年度の評価依頼予定物質は、当初146物質だと思いましたが、逐次それが追加されまして、現在、今の御説明にありましたように、234物質になっております。

しかしながら、今のところそのうち60物質しか評価依頼がされておられません。今年度も残り3か月と年も迫ってきており、その3か月の間に残る174物質すべてを依頼いただいても、調査会で審議を行うというのは、極めて困難というより、不可能な状態になっているのが現状だと思います。

厚生労働省の事情も十分分かるのではありますが、来年度、平成20年度の評価依頼物質につきましても、食品安全委員会の今までの実績をも踏まえて、実現可能な計画を是非とも策定していただきたいと思います。

それから、今、食品安全委員会では、来年4月に農薬専門委員の改選が行われる予定で、それに向けて更に効率のよい審議を行えるような検討を始めているところでございますが、厚生労働省におかれましても、評価依頼に際しましては、例えば依頼物質の毒性、暴露状況、使用状況等を考慮した上で、何らかの優先順位を付けていただくような工夫、あるいは構造的に類似した剤については、同時期に依頼をされるというような工夫、また、明らかに評価資料が不十分のような剤につきましても、前もって資料を再度集めていただくというようなことをされて、是非ともこれから調査審議の効率化につきましても、御配慮いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○見上委員長 何かございますか。

○國枝基準審査課長 廣瀬委員からの御指摘の件ですが、まず234物質の件について、若干御説明を差し上げたいと思います。

平成19年度の依頼計画が234物質ということでございますが、平成18年度からの積み残しが58物質ございました。このうちの21物質について依頼をしております。

それから、当初の平成19年度の依頼物質、これは146物質でございましたが、この中の23物質が依頼をさせていただいたところでございます。

また、適用拡大とか、あるいはインポートトレランス、それから魚介類などへの適用拡大という関係で、年度途中で追加をしたものが30物質ございまして、このうちの16物質が依頼をさせていただいたということでございます。

したがって、19年度は234物質のうち、今日の分も含めまして、依頼したものが60物質になります。

この依頼計画は七百数十のものについて5年計画で行う形になっております。これにつ

いては当初の食品安全委員会からの御質問があったときに、計画的にということがございましたので、一応5年計画という形でさせていただいたものでございます。

18年度に積み残しがあったにも関わらず、当初19年度の部分については積み残しをカウントしないでそのまま依頼計画を提出させていただいたということで、そこにそもそも問題があったのかもしれませんが。これについては食品安全委員会の方から御指示がございましたので、この18年度の部分の積み残し部分、キャリアオーバーですが、この部分が19年度に追加になったということで、当初の計画よりもかなり増えてきたものです。来年度はこのようなミスがないように、計画策定時に食品安全委員会の事務局とも十分調整させていただきまして、今年度の積み残し分を考慮した形で来年度分の依頼計画を作成させていただきたいと思っております。

2番目が、19年度については、今お話ししましたように、魚介類に関連して基準設定が必要となった多数の物質が新たに計画に加わったということで、19年度の予定物質が膨れたという状況がございます。

これについては、今後年度途中で評価依頼数の大幅な追加がないように、事前に農林水産省と十分に調整をさせていただきたいと思っております。

その関係ということにもなりますが、農林水産省、それから国内で農薬登録をしている農薬メーカーの方が、この魚介類の基準の策定を最優先にしたということで、当初の計画にあった魚介類基準に関するものとは関係のない部分の農薬の部分の資料収集が遅れたということがございます。

来年度も魚介類に関連するものが結構ございますが、当初から計画的に依頼をお願いしたいと思っております。

それから、4番目としましては、今までどちらかというと、農薬の関係でしたが、動物薬につきましては、平成18年度からの積み残し部分も含めまして、平成19年度は40物質ございましたが、現在のところまだ7物質の評価依頼になっております。

農薬の方については各国の担当の方とも直接コンタクトできるような道筋もできて、かなり円滑に進んでおりますが、動物薬についてはその部分がなかなか円滑に行えなかったという部分もございまして、引き続き各国の担当の方には依頼をしておりますが、ということで海外の情報収集が進まなかったということもございます。

廣瀬委員のお話にありましたように、来年度の依頼計画においては食品安全委員会の事務局とも十分相談しながら、違反が多いようなものとか、あと保健衛生上問題があるものについて、既に優先順位を高くしておりますが、引き続き、そういう観点から考えたいと

思います。それから構造類似のものについても、資料収集がなされたものから依頼するところはあるのですが、一緒にできるようなものは、配慮させていただきたいと思っております。

以上、依頼計画を立てる場合には厚生労働省だけではなくて、食品安全委員会の事務局、農林水産省、環境省の4省で連絡会議を設けておりますので、そこで十分意見交換をした中で、依頼計画を立てていきたいと思っております。

いずれにせよいろいろ御迷惑を掛けまして、申し訳ございませんでした。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

外にございませんか。

○北條評価課長 先ほど廣瀬委員から御指摘がございましたように、農薬専門調査会につきましては、来年の4月に委員の改選が予定をされております。私どもといたしましても、審議の体制を強化する方向で農薬専門調査会の座長の先生とも御相談をしながら検討を進めていきたいと思っております。

また、案につきましては、委員会にお諮りをしたいと考えております。

○見上委員長 どうもありがとうございます。

外に何かございますか。よろしいですか。

それでは、農薬10品目につきましては、農薬専門調査会において審議することといたします。また、厚生労働省におかれましては、平成19年度の見直しや、平成20年度計画の作成に当たっては、事務局と十分協議を行い、調査審議の効率化に資するような評価依頼を行うようお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題「農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議状況について」でございます。

「イソプロチオラン」につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料2に基づいて御説明いたします。

評価書（案）の6ページをお開きください。

「イソプロチオラン」ですが、農薬の殺菌剤として用いられるとともに、動物用の医薬品、この場合には牛の肝疾患の治療薬ということになりますが、その2つの目的で使われているものでございます。

また、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、残留基準値が設定されているというものでございます。

少し戻りまして、3ページの「審議の経緯」に記載がございますように、このものについては、農薬専門調査会におきまして2回、それから動物用医薬品専門調査会において1回御審議をいただきまして、本日評価書（案）が提出されたものでございます。

評価の内容の御説明をさせていただきます。

重複いたしますが、「イソプロチオラン」は、日本農薬株式会社によって開発された殺菌剤であるということでございまして、稲いもち病菌などに対しまして、強い菌糸成育阻害作用を有するというものでございます。

また、動物用医薬品としては、牛の肝疾患及び肝機能異常を伴うケトーシス症に対して優れた治療効果を示すというものでございます。

7ページ「II. 安全性に係る試験の概要」ですが、今回の評価書（案）については、農薬抄録、それから動物用医薬品承認申請時の添付資料を基に、科学的な知見が整理をされているものでございます。

まず、動物体内運命試験ですが、SDラットを用いまして、吸収、代謝、排泄、分布が検討されております。

「イソプロチオラン」の吸収は速やかであるということにして、投与6時間後に最高濃度に達する。以降は48時間後までは急速に、その後、緩やかに減衰するという二相性の減衰を示すという特徴がございます。

排泄の方は主として尿、あるいは呼気中ということでございます。その後ゆっくりと排泄をされていくというものでございます。

体内分布といたしましては、肝臓、腎臓中に高濃度でたまるという特徴を持っているものでございます。

一方で牛におきましても、薬物動態試験が検討されておりますが、この場合は、投与30分後に最高濃度になりますが、それ以降は検出限界、あるいは検出限界未満であったという結果でございます。

9ページの「2. 植物体内運命試験」については、水稻、ひめりんご、ばれいしょを用いて検討がなされております。

水稻の場合でございますが、主にもみがらであるとか、茎葉部に高濃度の残留があるということでございますが、玄米への移行性は小さいということが示されております。

また、ひめりんごの場合ですが、果実の方にはほとんど検出されないという結果が得られております。

土壌環境での特徴は、12ページ以降にそれらの結果がまとめられております。

土壌中におきまして、「イソプロチオラン」は比較的緩やかに減衰をしていくということで、若干半減期の方は長目のようでございます。

また、水中においても比較的安定に存在をするという特徴を有しているのでございます。14 ページ「6. 作物残留試験」の成績がまとめられております。

まず、作物残留試験につきましては、「イソプロチオラン」を分析対象化合物といたしまして、作物残留試験が実施をされております。結果については、後ろの方の別紙 3 に示されているとおりでございます。

また、今回魚介類に対する残留基準値の依頼がございまして、魚介類に対する最大推定残留値が算出されております。結果は 2.52ppm ということでございました。

また、子牛における臓器中の残留試験も実施されてございまして、その結果については、表 10 に示されておりますが、かなり低い濃度、検出限界未満という結果が得られております。

毒性については、18 ページの「9. 急性毒性試験」以下に結果がまとめられております。

このものの毒性といたしましては、主に肝臓の方に毒性の所見が見られております。特に大きな所見はございません。

22 ページに「(2) 2年間慢性毒性／発がん性併合試験(ラット)」の結果がまとめられております。

この試験、表 16、表 17 でございますが、3,000ppm 投与群の雄で皮膚角化棘細胞質の発生頻度が有意に増加しているという結果が得られております。

マウスの 18 か月発がん性試験の結果は、発がん性は認められなかったということでございます。

生殖発生毒性試験の結果が 23 ページからまとめられております。

結果は繁殖能に対する影響、あるいは催奇形性というものは認められておりません。

24 ページの方にまいりますと、遺伝毒性試験の結果が出ておりますが、*in vitro*、*in vivo* の試験、すべて結果は陰性ということでございます。

これらの毒性試験の結果については、28 ページの表 20 にまとめられております。

最終的な食品健康影響評価については、26 ページにまとめられておりますが、農薬専門調査会では、イヌを用いた慢性毒性試験の無毒性量を基に、ADI を設定をしているということでございます。

以上が「イソプロチオラン」の評価の概要でございます。

このものにつきましては、委員会終了後、来年の 1 月 18 日まで国民からの意見・情報の

募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願いします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会における審議状況について」でございます。

「コリスチン」につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明を願います。

○北條評価課長 それでは、資料3に基づいて御説明いたします。

評価書（案）の5ページをお開きいただきたいと思います。

「コリスチン」ですが、直接このものを動物に投与いたしまして用いられるという動物用医薬品としての用途と、餌にこのものを添加しまして、与えるという、飼料添加物という使い方もございます。

したがって、3ページの「審議の経緯」にございますように、「コリスチン」につきましては、肥料・飼料等専門調査会におきまして2回、動物用医薬品専門調査会におきまして1回御審議をいただきまして、本日評価書（案）が提出されたものでございます。

評価の概要につきまして、御説明を申し上げます。

5ページの方の「6. 使用目的及び使用状況等」でございますが、「コリスチン」はポリミキシン群の抗生物質でございまして、コリスチンAとコリスチンBを主成分とする混合物ということでございます。

コリスチンはペプチド系抗生物質で菌細胞膜を破壊したり、酸化酵素代謝を阻害することによってグラム陰性菌の発育を阻止するということとされております。

我が国におきましては、硫酸コリスチンが動物用医薬品、飼料添加物、ヒト用の医薬品としても利用されているということでございます。

安全性の評価でございますが、今回の評価に当たりましては、EMA レポート、それから JECFA のレポートの知見を中心に整理が行われております。

まず「1. 吸収・分布・代謝物・排泄」ですが、ウサギ、鶏、イヌ、豚、牛、ヒトにおける投与試験の結果がまとめられております。

経口投与の場合には、このものは非常に吸収されにくいということで、血漿中にも検出されないという結果でございます。筋肉内投与とか非経口投与の場合は、速やかに吸収されるわけでございますが、排泄の方は尿中に主に排泄をされるということでございます。もちろん、経口投与の場合は、糞便中に主に排泄をされるということでございます。

これは子牛の場合の結果でございますが、静脈内投与をした場合には、肝臓・腎臓の方に主に残留をするという結果になっております。

一方、7ページに残留試験が幾つか実施をされております。いずれも投与後速やかに排泄をされるようございまして、それぞれの試験、ほとんど検出限界以下という結果が得られております。

9ページから毒性の試験成績がまとめられております。9ページには急性毒性試験の結果がまとめられておりますし、10ページ以降には反復毒性試験の結果がまとめられております。

10ページの3.に「(2)90日間亜急性毒性試験(ラット)」の結果がまとめられておりますが、最高用量の156mg/kg体重/日の投与群、ここで胃の障害とか腎の障害が認められておりますが、その他の試験の成績を見る限り、特に大きな毒性的な所見は得られておりません。

11ページで「4.慢性毒性試験及び発がん性試験」について記載がございまして、この慢性毒性、あるいは発がん性の試験というものは実施をされておきませんが、EMEAの方では、遺伝毒性試験で陰性の結果が得られているということであるとか、化学構造で注意が必要な構造的特性がないということで、これらの試験を実施する必要はないと判断をしております。

また、JECFAの方におきましても、同様の見解を示しているところでございます。

生殖発生毒性試験につきましては、問題となる所見はないという結果になっております。若干繰り返しになりますが、遺伝毒性試験につきましても、問題となるような所見はないということでございます。

それから、抗菌剤でございますので、微生物学的な影響に関する試験というものも幾つか実施をされております。EMEAあるいはJECFAの方におきましても、*in vitro*の試験の成績が得られております。

また、平成18年度、食品安全確保総合調査によりまして、硫酸コリスチンを用いた試験によりまして、ヒト臨床分離株等に対するコリスチンのMICが調べられておきまして、その結果は表1に示しているとおりでございます。

14 ページから食品健康影響評価がまとめられております。

この手のものにつきまして、基本的に毒性学的な ADI と微生物学的 ADI の両面から検討がなされるところでございます。

毒性学的な ADI につきましては、EMEA、それから JECFA、それぞれ ADI を求めておりまして、その具体的な数字については、この 14 ページの 1 番にお示しをしておいでございます。

一方で微生物学的 ADI につきましては、EMEA の評価におきましては、CVMP の算出式により求めております。また、JECFA におきましては、JECFA の算出式によって、ここに記載されたような数字がそれぞれ得られているところでございます。

一方、平成 18 年度の調査の結果に基づきまして、VICH の算出式によって出されている結果が 15 ページの方に示されているところでございます。

16 ページの方にまいりますが、基本的にこの手のものにつきましては、EMEA、JECFA、どちらにおきましても、微生物学的な ADI というものが、毒性学的 ADI に比べて十分に低いということを理由といたしまして、コリスチンの ADI としては、微生物学的 ADI を採用しているところでございます。

専門調査会におきましても、生物学的 ADI の方を取るということでございますが、その場合にあつては、先ほどの 18 年度の調査結果を用いて、現在国際的にコンセンサスが得られている VICH の算出式に基づいて計算されました 0.004mg/kg 体重/日を ADI として採用することが適当という判断になっているところでございます。

以上が評価の概要でございまして、このものについては、本日の委員会終了後、来年の 1 月 18 日まで国民からの意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願ひいたします。

よろしいですか。

それでは、本件につきまして、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。農薬 3 品目、動物用医薬品 1 品目、遺伝子組換え食品等 1 品目、及び特定保健用食品 1 品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集手続が

終了しております。

それでは、農薬「イミベンコナゾール」につきまして、事務局から説明願います。

○北條評価課長 それでは資料4-1に基づいて御説明いたします。

「イミベンコナゾール」はトアリゾール系の殺菌剤でございます。

評価書の3ページの「審議の経緯」にお示しいたしますように、今回このものがポジティブリストに載っているということで、24条2項の諮問を受けているというものでございます。

農薬専門調査会におきまして、2回御審議をいただきまして、本年の11月15日から12月14日まで国民からの御意見・情報の募集が行われたものでございます。

結果は最後のページに記載をされておりますように、期間中に御意見・情報はございませんでした。したがって、専門調査会の審議結果をもって、関係機関の方に通知をしたいと考えてございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、よろしく願います。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「イミベンコナゾール」の一日摂取許容量を0.0098mg/kg体重/日と設定するというのでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、続きまして、「ピラフルフェンエチル」につきまして、説明願います。

○北條評価課長 それでは資料4-2に基づいて御説明いたします。

「ピラフルフェンエチル」はピラゾール系除草剤でございます。

3ページの「審議の経緯」に記載がございますように、このものもポジティブリストに載っている農薬でございます。今回24条2項の諮問。それから適用拡大の申請もございまして、24条の1項による諮問。この2つの諮問が行われたものでございます。

農薬専門調査会におきまして2回御審議をいただきまして、その評価書(案)につきまして、11月15日から12月14日まで国民からの御意見・情報の募集が行われたものでございます。

このものにつきましても、期間中に御意見・情報というものはございませんでしたので、農薬専門調査会の結果をもって関係機関の方に通知をいたしたいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御質問、御意見はございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本件につきまして、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、ピラフルフェンエチルの一日摂取許容量を 0.17mg/kg 体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 続きまして、農薬「フルトラニル」につきまして、説明願います。

○北條評価課長 それでは資料 4-3 に基づいて御説明いたします。

「フルトラニル」はアミド系の殺菌剤でございます。

3 ページの「審議の経緯」に記載がございますが、今回は清涼飲料水関連の諮問。

それと魚介類に対します残留基準の設定関連。

それからポジティブリスト制度関連ということで、3 件の諮問を受けたものでございます。

農薬専門調査会におきまして 5 回審議をしていただきまして、評価書(案)につきまして、11 月 15 日から 12 月 14 日まで国民からの御意見・情報の募集が行われたものでございます。

このものにつきましても、期間中に御意見・情報はございませんでしたので、専門調査会の結論をもって関係機関の方に通知をしたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、記載事項等につきまして、御意見・御質問がございましたら、よろしくお願ひします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、フルトラニルの一日摂取許容量を 0.087mg/kg 体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、動物用医薬品「セフォペラゾン」につきまして、説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料4-4に基づいて御説明をいたします。

「セフォペラゾン」でございますが、乳牛におきます臨床型乳房炎の治療に用いられる動物用医薬品でございます。

「審議の経緯」にございますが、このものについては、動物用医薬品専門調査会におきまして2回審議が行われまして、11月8日より12月7日まで国民からの御意見・情報の募集が行われたものでございます。

このものにつきましても、期間中に御意見・情報はございませんでしたので、専門調査会の結果をもって関係機関の方に結果を通知したいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御意見・御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、セフォペラゾンの一日摂取許容量を0.0013mg/kg体重/日と設定するという点でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 続きまして、遺伝子組換え食品等「PHE-No.1株を利用して生産されたL-フェニルアラニン」につきまして、説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料4-5に基づいて御説明をいたします。

評価書の1ページの「審議の経緯」に記載がございますように、このものにつきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におきまして、1回御審議をいただきまして、その評価書(案)につきまして、11月8日から12月7日まで国民からの御意見・情報の募集が行われたものでございます。

最後の「参考」を御覧いただきたいと思いますが、期間中に1通の御意見が寄せられております。

内容でございますが、下の方に書いてございますが、「『存在する不純物については、従来品の振れ幅の範囲』と、今までの基準が適切なものかを含め慎重に対応すべきもので

あり」ということをごさいます。

この点につきましては、評価書の内容をそのまま記載をして回答をしたいと考えておりまして、基本的にはガイドラインに沿って安全性の評価が行われているということ。

それから、このものにつきましては、中段の方に書かれてございますが、従来の添加物に比べ、同等若しくはそれ以上に高度に精製をされている。

既存の非有効成分の含有量が当該添加物の中で安全上問題となる程度まで有意に増加していない。

有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないということから、安全性が確認をされたと判断をしておりますという回答をさせていただきたいと考えております。

なお、評価の変更はございませんので、専門調査会の結論をもって関係機関の方に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問等ございましたら、よろしく願います。

よろしいですか。

それでは、本件につきまして、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』（平成 16 年 3 月 25 日食品安全委員会決定）の附則『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』（平成 17 年 4 月 28 日食品安全委員会決定）に基づき、安全性が確認されたと判断される」ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、特定保健用食品「モーニングバランス」につきまして、説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料 4－6 に基づいて御説明いたします。

評価書の 2 ページの「審議の経緯」にございますように、本品目につきましては、特定保健用食品の安全性審査に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

新開発食品専門調査会におきまして、4 回御審議をいただきまして、評価書（案）につきまして、11 月 8 日から 12 月 7 日まで国民からの御意見・情報の募集が行われたものでございます。

最後のページの「参考」を御覧いただきたいと思いますが、1件御意見が寄せられています。

「食パンなどは毎日摂取するものなので、もっと長い期間の試験が必要なのではないですか」という御意見でございました。

回答といたしましては、基本的にこの手のものにつきまして、ケース・バイ・ケースで評価を行うということでございますが、本食品につきましては、第1点といたしまして、動物や細菌を用いた試験において、影響が認められていないこと。

第2点といたしまして、関与成分が腸内で消化吸収されにくいものであり、長期的な影響が考えにくいこと。

第3点として、ヒト試験における12週間連続摂取、4週間連続2倍過剰及び2週間連続3倍過剰試験においても、臨床上問題となる所見は認められなかったということから、提出された試験期間でも安全性に問題はないと判断したものですという回答をさせていただきますと考えております。

なお、評価そのものには影響がございませんので、専門調査会の評価結果をもって関係機関の方に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、どうぞ。

○長尾委員 パブリック・コメントの段階ではそれでよろしいと思いますが、この評価書の要約と、最後の文章にも書いてありますが、食後血糖の上げ方を遅くするという一方で、これと似た薬は非常に多く使われています。医療関係者にパンの形で、それに似たような効能を期待されるようなものが市場に出る、あるいは出たときに、そういうことを知っておいてもらわないと、もしかすると判断を誤るかもしれないし、あるいは副作用が強くなるか、今、処方されている薬でも、そういう懸念は感じました。ここに書いてあること自体はそのとおりで結構だと思いますが、医療従事者に、これが市場に出た場合は、こういうものが出ていますよということを周知徹底してもらった方がよいと思います。

この評価とは直接関係ないですが。

○見上委員長 何かそのことに関してありますか。

○北條評価課長 直接的な御回答にはなりません。このものにつきまして、確かに血糖値に影響する食品であるということもございまして、この手のもの、例えば血圧に影響を与

えるとか、血糖値に影響を与える。こういったものにつきましては、その点、十分に注意をするといった旨の表示をするようになっておりまして、私の記憶では、このものにつきましても、そういう注意書きがこの食品自体には書かれてあったと思います。

ただ、一般的にこういった製品が世の中に出回っているというインフォームにつきまして、いろんなやり方があると思いますが、例えば広告でやるかどうかよく分かりませんが、基本的には先ほど申し上げたように、製品の表示をきちっとしておくということで対応はある程度できるかなと思っております。

○見上委員長 ただ今の件につきまして、この評価書なんですけれども、8ページの最後のところに十分書かれています。特に上から10行目ぐらいのマル2の医師等への相談をして、注意喚起の表示を行う必要があると判断された、ということが書いてありますので、長尾委員が危惧されている点も、既に専門調査会で論議されたと思います。

外に何かございますか、よろしいですか。

それでは、本件につきましては、新開発食品専門調査におけるものと同じ結論となりますが、提出された資料の範囲においては安全性に問題ないと判断される。ただし、本食品は、特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について、平成19年5月10日付けの食品安全委員会の決定の2の製品に該当することから、事業者において、①健康被害情報の収集、情報の提供を行うこと。②今、言いましたけれども、医師等への相談について注意喚起の表示を行うこと。さらに、提出された安全性試験において見られた所見から、本食品を多量に摂取することによる消化器症状の発現の可能性についての注意喚起表示についても行う必要があると判断される、ということによろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、次の議題に移らさせていただきます。

「平成20年度食品健康影響評価技術研究の研究領域の候補について」でございます。

先日、食品健康影響評価技術研究運営委員会が開催されましたので、座長の長尾委員から報告をお願いします。

○長尾委員 それでは、平成20年度食品健康影響評価技術研究の研究領域につきまして、その案を取りまとめましたので御報告いたします。

12月17日に開催いたしました食品健康影響評価技術研究運営委員会第18回会合におきまして、平成20年度の研究領域候補といたしまして、化学物質系研究領域として1領域、生物系研究領域として1領域、新食品等研究領域として1領域、リスクコミュニケーション研究領域として1領域の計4領域の候補について選定をいたしました。詳細につきまし

ては、事務局から報告していただきます。

○酒井情報・緊急時対応課長 それでは、お手元の資料6に基づきまして、御報告を申し上げます。

研究領域につきましては、11月に食品安全委員会の委員並びに専門委員から領域の募集をいたしました。36の御提案がございました。その御提案のありました研究領域につきまして、先ほど長尾座長の方からお話がありました12月17日の運営委員会におきまして検討いたしまして、資料6のとおり4領域が選定されたということでございます。読み上げる形で報告をさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目が化学物質系の研究領域でございます。

「○食品中の化学物質等の健康影響評価手法に関する研究領域」でございます。

研究の方向性でございますが、ここに記述がありますように、食品中の化学物質等の健康影響評価の効率的・効果的な実施に資するものであって、以下のような研究成果が期待できるものであること。

- ① 乳幼児における化学物質の発達障害に及ぼす健康影響評価手法の開発
- ② 鉛などの有害金属の低濃度曝露による健康影響評価手法の開発
- ③ 食品中の化学物質の曝露による新たな健康影響評価指標及び統計技法を活用した定量的評価手法の高度化でございます。

II 生物系研究領域「○食品に起因する有害微生物等のリスク評価法に関する研究領域」でございます。

研究の方向性でございますが、食品に起因する有害微生物等の健康影響評価の効率的・効果的な実施に資するものであって、以下のような研究成果が期待できるものであること。

- ① 定量的解析手法を考慮しつつ、食品中の有害微生物等の挙動解析・変動要因解析等による動態予測に基づいた健康影響評価手法の開発
- ② 有害微生物等の食品を介した感染機序に関する研究に基づいた健康影響評価手法の開発
- ③ かび毒及び自然毒の生体作用を考慮した健康影響評価手法の開発

III 新食品等の研究領域「○新開発食品等の健康影響評価手法に関する研究領域」

遺伝子組換え技術、ナノテクノロジー、物理的特性の付加技術等を用いて製造された食品中に含まれる成分の生体への影響又は新開発食品等の医薬品等との相互作用等を考慮した健康影響評価手法の開発に資するものであること。

IV リスクコミュニケーション研究領域「○リスクコミュニケーションの推進に関する

研究領域」

リスクコミュニケーションの検証手法又はリスク認知に影響を及ぼす要因の解析手法の開発に資するものであること。ということでございます。

これが4領域の内容でございますけれども、本日、領域について決定されましたら、来週の中ごろから2月上旬ごろまで約1か月半でございますが、期間を設定をいたしまして、研究課題の募集を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしくお願ひします。

○本間委員 三十幾つある提案をこうやってまとめ上げるのは大変なことではないかと思っておりますが、この中で、それぞれのところにマル印が付いて書いてあるんですが、例えば、Iの手法という見地が非常に大事にみえます。手法というのは幾つかあるんですが、方法論の開発が望まれるということでしょうね。いきなり評価に取り組むというものがあるけれども、それは提案の中に含まれることでしょうか。そう思っているのでしょうか。

○長尾委員 それも含めて、個別に多分テーマが出てくると思いますので、ウェイトはそれぞれあるとは思いますが、一般的には評価手法という方が後の応用はできるというか、そういうこともあるかもしれない。

○本間委員 分かりました。

あと同じI番の①に「乳幼児」とありますね。これはいわゆるいろいろな機能が弱くなったものという中で乳幼児、年寄りはないということですね。揚げ足を取るわけではないんですが。

○長尾委員 それはもう、恐らくここは空白の領域なんですね、非常に難しくて。お年寄りで問題がある場合はお医者さんに任せると感じ、というわけでもないですけども、どちらかというとなんかそういうことで、自分で判断できるということが一番違うと思っておりますけれども。

○本間委員 そうですか。分かりました。

それからもう一つ、この委員会が期待されているこういうふうな研究の人の募集だと思うんです。その中で、例えば、今までやった研究がそれになるんでしょうけれども、いわゆる経費の妥当性というんですか、そういうことは、ここでは話をすることではないのかもしれないけれども、何か一般的に見ると、大変恵まれた研究であるという印象を持ちがちなんです。特に、調査とかいう関係は、私不十分な資料かもしれないけれども、そんな

ことを感じることもあるわけでございます。

○見上委員長 その辺に関して、酒井課長。

○酒井情報・緊急時対応課長 御説明申し上げます。各研究につきましては、中間評価ということで、毎年の評価、それから事後評価ということで事後の評価も実施いたしますし、また、最終的に終わりましたものは、発表会ということで、公開の場で成果を公表していただくということも考えておりますので、そういうところで担保していくものだと考えます。

○見上委員長 経費が適切に使用されたかどうかというのは、多分、内閣府の予算係か何かがやっているのではないかと思います。

○本間委員 済みません。言い方が誤解されるといけないと思うので、不適切ということではなくて、私ら大学関係の科研費などを使っている立場からすると、一般的に、どう言ったらいいか、いい課題でやられているという言い方しかできないんですけども、そういうことで、決して、不明確とか、そういうことを申し上げているわけではありません。

○見上委員長 どうもありがとうございます。

○酒井情報・緊急時対応課長 事例の紹介ですけれども、中間評価におきまして、少し経費を翌年度に削った事例も現にございまして、そういったチェックは既に実施しているというふうに認識をしております。

○見上委員長 外にございませんか。

○小泉委員 ちょっと。課長の今のお話に追加して、中間評価のときに、出てきた結果が、その予算と妥当であるかどうか一応評価して、翌年は少し減らした方がいいという場合も過去にあったと思います。

○見上委員長 外にございませんか。

それでは、平成20年度食品健康影響評価技術研究の研究領域の候補につきましては、研究課題を公募する領域として決定いたしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、委員から特段の御意見もないようですので、今申し上げましたことなんですけれども、事務局は、研究課題の公募等の手続をお願いいたします。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」(平成19年6月実施)の結果について、事務局から説明願います。

○西村勸告広報課長 それでは、資料7に基づいて御報告申し上げます。

食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」の結果の報告であります。

調査の概要につきましては、この1ページ目に書いてありますように、全国にいる食品安全モニター470名ですけれども、この方たちに、今年の6月29日にアンケートをお出ししまして、7月24日、約1か月後ですけれども、それまでに回答いただいた方438名いらっしゃいました。

有効回答率にしまして93.2%というアンケート調査であります。

中身としましては、真ん中ぐらいに書いてありますけれども、大きく4つの項目、質問の数にすると20問ありますけれども、大きく4項目で立ててあります。

まず最初に、1番目が「食品の安全性に係る危害要因等について」ということで、食分野の安全性に係る不安感の程度、不安を感じる理由等について尋ねてあります。

2番目が、食品の安全性に関する情報源は何かという問いであります。

3番目が、食品安全委員会のホームページ、あとは食品安全総合情報システム、メールマガジン、映像ソフト・DVDです。これらに対する意見を聞いております。

4番目が、トランス脂肪酸のファクトシートについての認知なり閲覧状況をお尋ねしているという調査であります。

具体的な結果ですが、次の2ページにありますけれども、「食品の安全性に係る危害要因等について」ということで、まず①自然災害など、このなどの中には、環境問題なり犯罪、交通事故というものが含まれておりますけれども、それら日常生活を取り巻く他分野と比べた、食の安全への相対的な不安感、どの程度の大きさなのかという問いをまず発しております。

それに対しまして、モニターからの答えは、下のグラフを見ていただくのが一番分かりやすいかと思うんですけれども、一番上にあるのが今回調査の結果。左側の12.1と書いてあるのが、最も不安感が大きいと答えた人のパーセンテージです。その右、45.2というのが、比較的不安感が大きいと答えた人の比率。これを両方足し合せますと、約6割近くにのぼっているという数字が出ております。これはその下にあります18年度調査とか17年度調査とありますけれども、過去3回の調査、これらは大体4割ちょっと、それに比べるとかなり不安に感じている、不安感が大きいという答えが多くなっているという結果が出ております。

さらにはその下、インターネット調査というのがありますけれども、これはこのモニタ

一調査とは違って、一般の人に、インターネットを通じて調査したサンプル数が、ここでは1,100とありますけれども、これは本年3月に実施した結果であります。

あと、モニター調査と大きく違う点は、インターネット調査の場合は、男女比が約半々なんです。ところが、このモニターというのは、男性1に対して女性が2と、この差も出ているかと思えますけれども、このインターネット調査でも、この不安というのが、合わせると30数%ということになっておりますけれども、このモニターさんが感じている不安度はかなり高くなっているという結果が出ております。

次に②のところ、それでは不安の程度ということで、どういう不安を持っているのかと、3ページ目のグラフ、ちょっと細かくて恐縮ですけれども、8つの要因、一番上の「遺伝子組換え食品」に始まりまして、一番下の「(細菌・ウイルス)」まで8つの危害要因をここで並べておりまして、質問票には、どれくらいの不安を感じていますかというのを、それぞれについて聞いております。そこで一番不安を感じているというのが多かったのが、上から3つ目の「汚染物質」です。質問票では、汚染物質の例としまして、カドミウム、メチル水銀、ダイオキシン、このようなものについてどう感じていますか、という聞き方をしております。

そうしますと、汚染物質、今回は非常に不安である、ある程度不安である、この両方を合わせると約9割と、かなりの数字に上っております。

ちなみに、BSEについては、下から2つ目にありますけれども、今回調査では、非常に不安である、ある程度不安である、合せても約65%という数字になっております。

次に、5ページに飛んでいただきますと、「食品の安全性の観点から不安を感じている理由」についてということをおっしゃっておりますけれども、なぜ不安に感じているのかということ、今度は要因ごとにいろいろ聞いて、一番下にありますけれども、①は「科学的な根拠に疑問」を持っているから不安なのか、②が「規格基準や表示等の規則が不十分」だから、あなたは不安に感じているんですか、という聞き方ですけれども、結果は要因ごとにかなりばらつきがあります。

例えば、一番上の「遺伝子組換え食品」の場合には46.5%、科学的な根拠に疑問ということを感じていて不安だと。ところが、さっき出た汚染物質について科学的な根拠に疑問を持っているから不安だという人はわずか8.5%にすぎないというふうに、非常にばらつきがある結果になっております。

次に6ページに行きますと、今度は情報の入手先について聞いております。これについては、第1位は今回の調査及びさっき言ったインターネット調査ともにマスコミからの情

報が一番多いという結果であります。

さらに付け加えるならば、モニターさんの場合には、マスコミからの外には、国の機関とか、保健所など、こういうところからの情報も結構入手しているという結果が出ております。

7 ページ目に行きますと、食品安全委員会のホームページについてお尋ねしてあります。そうしますと、このホームページを見ている人の数というのは年々増えております。ちなみに今回は、9 割弱のモニターの方が見ていますと、この見ています中には毎日見ている人もいれば、たまにしか見ないという人もいますけれども、9 割弱というので、年々増加傾向にあります。

8 ページでは、食品安全委員会が持っている食品安全総合情報システムについて知っていますかと認知度を尋ねた問いですけれども、5 割強の人、約半数以上の人が知っているという結果が出ております。

10 ページ、このシステムの評価については、情報量については多い、検索機能については使いにくい、内容については専門的で充実しているというコメントを頂いております。

11 ページ、メールマガジンについては、470 名中、今回は 438 名の答えですが、そのうちの 6 割弱の人が、ちゃんと見ていますという答えをもらっています。ちなみに、1 年前は 4 割 5 分という数字でしたから、かなり受信している人の数がアップしているということが言えるかと思えます。

13 ページ、「映像ソフト」これは DVD のことです。今まで、上の方のグラフにありますように、メチル水銀なり農薬、遺伝子組換え、リスク分析、こういう DVD をつくっておりますけれども、下の方のグラフ、利用した人の評価は非常に高い。このグラフ、大体よくできていると答えている人が 5 割から 6 割にも達しています。これはそれぞれのバージョン、メチル水銀なり農薬についても 5 から 6 割の人が非常に評価をくださっているということが言えると思えます。

14 ページ、では、モニターさん、どういうところでこのソフト、DVD を活用しているんですかと聞いたところ、いわゆる公の場よりももっと身近なところで活用しています、という答えが主に多かったです。

15 ページ、今後どういう DVD、映像ソフトを望みますかという問いかけに対しましては、食品添加物、食育という答えが多かったです。

16 ページ、トランス脂肪酸のファクトシート、これは今年の 6 月に中身を更新したんですが、その認知度を尋ねたら、4 割弱の人が、その事実を知っておりました。

17 ページ、ただし、知っている人の 9 割は、認知度自体はそんなに高くないんですが、知っている人の 9 割弱もの方がよく理解している、ある程度理解しているという回答をくれております。

最後、18 ページになりますが、9 割弱の人が、中身に対して非常に分かりやすかった、ある程度分かりやすかったという評価をくれています。

以上が概要であります。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして御質問がございましたら、よろしくお願ひします。

何かございませんか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 ありがとうございます。

それでは、次の議事に移らせていただきます。「食品安全モニターからの報告（平成 19 年 11 月分）について」事務局から御報告願ひます。

○西村勸告広報課長 先ほど報告したモニターからの報告というのはいわゆる課題報告と言ひまして、ある特定のテーマでもって全員に対してお尋ねする、年に 2 回ほどやっている報告であります。

これから説明する資料 8 に基づくモニターからの報告というのは、我々随時報告と言ひしておりますけれども、モニターの方が気付いたことを随時意見を下さるといふものでありまして、今回は 11 月分について御報告いたします。全部で 27 件の報告がありました。

そのうち報告内容の下から 2 つ目、「食品表示関係」が半数の 14 件ということでありまひす。

以下、食品安全委員会に関する意見等についてのコメントを中心に、御報告したいと思ひます。

2 ページ目、一番上に「食品安全モニター報告について」ということで、モニターからの報告で、食品の内容とか成分への意見を求められていると思われると、この方はおっしやっていますけれども、それはなかなか自分にとってハードルが高いんです。もう少し間口を広げてくれたらいいですねという意見であります。

それに対して、食品安全委員会からのコメントは、食品の安全性の確保を主とした幅広い意見をお寄せいただくことを期待しています。特に、食品の内容とか成分、それに特化した意見を求めているのではありません。御自由にいろいろなことをおっしやってください

いというふうなコメントであります。

その下、リスクコミュニケーションの関係ですが、宗像市と福岡農政事務所が主催した「食を考える意見交換会」に出席した方ですけれども、地方都市で開催されたということが非常に異例であり、感謝したいという意見であります。

それに対して、我が方からのコメントは、下から3行目ぐらいにありますけれども、食品安全モニターの方にも、是非、こういう意見交換会をいろいろやっていますので、お近くで開催される際には、是非参加してください、というコメントにしてあります。

3 ページ目に行きますと、四角の中に、食の安心、安全についてということで、季刊誌の14号に委員長の食の「安全・安心」という文章が載って、それに対する御意見が来ております。いずれも賛成だという御意見であります。

4 ページ、今回は、BSE 関係が1件であります。

5 ページ、食品添加物の関係では、ファーストフードの安全性について不安だという御意見であります。

6 ページ、農薬関係が2件、下の方で「器具・容器包装関係」が1件。

7 ページ「汚染物質・化学物質関係」でトランス脂肪酸の関係が1件。

8 ページ「食品衛生管理関係」では、今回はキノコの中毒1件であります。

下の「食品表示関係」では、まず、偽装に始まりまして、9 ページも同じです。

さらに10 ページ目に入りまして、表示問題と行政の対応について。

11 ページ目に行きますと、「表示に関する啓発について」という御意見が幾つか出てきております。

12 ページ、真ん中ぐらいに、表示に関する啓発、更には「期限表示の設定について」という御意見がありました。

それに対して、12 ページの後ろの方ですけれども、食品安全委員会からのコメントとしまして、食品安全委員会としても、ホームページ等において食品表示に関する情報を入手する手段を紹介していますと言って、ここにホームページが掲げてあります。

さらには、下の段ですが、季刊誌の「食品安全」においては、子ども向けに「消費期限と賞味期限の違い」を解説したり、また、食の安全Q & Aでは、「食品表示」を取り上げるなど、非常に分かりやすい情報提供に努めてまいりますというコメントを出しております。あとは加工食品原産国表示、その他になりますので、以上をもって報告を終わらせていただきます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

○本間委員 質問ではないのでありますが、このモニターさんからの報告を見ますと、確かに、当委員会とは関係のないと言っては言い方が悪いんですが、表示とか、そういうのが出てきますと、それで、実際に私も数少ない経験ではありますけれども、外で何か、外でというかこういうような話をしたときに、聞いてくる人は安全もそれから表示も同一人物が同じように体験するわけです。ですから、実際に、今回の、この集まりは安全だけだ、この集まりは表示だけだというふうな対応だけだと、どうしてもフラストレーションと言っては言葉が悪いでしょうけれども、何かきちんとした対応できない、何か隙間のようなものが存在してしまうような感じがするんですね。

それで、この食品安全委員会自身は確かに評価はやるという大切な役目は見失ってはいけないんだけど、こういうような会があるときに、ときたま、例えば、安全の方々が出掛けて行って多少話をするとか、何かそういう局面を少し変えるような会の持ち方というものは、あり得ないでしょうか。

要するに、聞いてくる人は聞きやすいところ、食品安全委員会はそういうのが整備されていると思いますが、聞きやすいし、多分、答えもそれなりの答えを出してくれるのでここへやってくるだろうと私は思いますけれども、そこの辺りをもう少し、時折そういうふうな合同でやるというか、何か片方だけでやっているというのではないやり方というのはいかがなものかというふうに思います。

○西村勸告広報課長 まず、このモニターさんからの意見は、委員おっしゃるように、安全だけではなくて、リスク管理に伴うものはかなり多く入っています。それはこれを見ていただくと分かりますように、厚労省なり農水省にもこれをあげて、コメントということで答えももらっています。ただ、私、今御報告する時に、食品安全委員会のコメントを中心に御報告していますので、一応、受けることは受けて、関係省庁に回している。これはモニターだけではなくて、毎月御報告している「食の安全ダイヤル」でもまさにおっしゃるように、ここの安全委員会の仕事だけではなくて、リスク管理に関するものが3分の2以上あります。これもやはり関係各省に一旦我々で受けて、例えば、電話をしてきた人には、一応、あなたの御意見は厚労省なら厚労省、農水省なら農水省にもちゃんとお返ししますよと言って、受けることは受けております。これが今の現状であります。

○日野事務局次長 委員会が行っているリスコミは、いわゆるリスク評価のリスコミもございますし、国の食品安全に関するリスコミの調整役ということで、リスク管理機関と合

同でやる場合もございますし、自治体とやる場合もございますので、そういうときにリスク管理の内容、表示なんかですと、実際に自治体さんもやっておりますので、共催している中で関係の方がいらっしゃれば、その方に親切にお答えいただく。そういう方がいらっしゃらない場合も、できる限り、あまり冷たくしないように、言葉は難しいですけども、自分が持っている知識の範囲で答えるという努力は皆さんしていると思います。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、外に何か御質問等ございませんか。よろしいですか。

外に議事はございませんでしょうか。

○斎藤事務局長 特にございません。

○見上委員長 どうもありがとうございました。これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第 220 回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、慣例ですと 12 月 27 日木曜日となりますが、緊急に処理すべき懸案事項もないようですので、お休みとさせていただき、年明けの 1 月 10 日木曜日、14 時から開催を予定しておりますので、お知らせ申し上げます。

また、来週 25 日の火曜日 14 時から添加物専門調査会が公開で開催される予定となっております。

また、本委員会に傍聴してくださいました皆様方、本年は、どうもありがとうございました。来年も是非本委員会並びに専門調査会の方に傍聴して下さることをお願い申し上げます。

よいお年をお迎えください。

以上です。